

振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定

	昭和 61 年 3 月 24 日	名古屋市告示第 110 号
改正	平成 8 年 5 月 22 日	名古屋市告示第 92 号
	平成 12 年 3 月 31 日	名古屋市告示第 111 号
	平成 27 年 5 月 29 日	名古屋市告示第 350 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定する地域を次のように指定し、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

その関係図面は、名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課に備えておいて、一般の縦覧に供する。

指定した地域

名古屋市の全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く。）